

令和2年9月11日

## 愛知県私立高等学校授業料減免支援特別事業費補助金の申請について（ご案内）

令和2年1月1日以降に転退職、長期療養、り災等特別な事情により授業料の負担が困難となったご家庭は、愛知県私立高等学校授業料減免支援特別事業費補助金の申請ができます。著しく収入減になると認められた場合は、補助金区分の変更が認定されます。尚、「甲」区分のご家庭は、授業料が全額補助されていますので申請の対象外です。

区分の判定基準は、課税証明書等でご確認ください。

「甲」区分は、所得基準※が212,700円未満の世帯をいいます。

※所得基準とは「市町村民税の課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除の額」  
(政令指定都市の場合は調整控除額の3/4)

### <審査の基準及び必要書類>

#### ●転退職

令和2年1月1日以降に転退職し、前年の収入に比べ、著しく収入減になると認められる場合。

- ・転退職を証する書類  
雇用保険受給資格者証、または離職票
- ・現在の収入状況を証する書類  
現在勤務している会社の給与支払証明書

#### ●長期療養

長期（ただし、精神疾患の場合はおおむね6月以上）にわたり休職を伴う入院または通院等を要する疾病のため、著しく収入減になると認められる場合。

- ・医師の診断書の写し（初診日、病名、就労の可否に関する内容、経過及び入院期間の記載があること）
- ・現在の収入状況を証する書類  
給与収入の場合・・・現在勤務している会社の休職証明書  
事業収入の場合・・・本人による休職（休業）証明書

#### ●り災

火災、風水害、地震等により家屋の全焼、全壊、流出等の被害を受けたと認められる場合。

- ・り災証明書

（裏面へ続く）

●新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合

1) 給与収入の場合

- ・家計状況申告書
- ・家計急変が発生した月とその前月の給与明細書
- ・会社作成の給与（見込）証明書

2) 事業収入の場合

- ・家計状況申告書
- ・家計急変の発生した月とその前月の会計帳簿
- ・税理士または公認会計士の作成した事業所得（見込）証明書

※家計状況申告書、給与支払（見込）証明書＜ひな型＞、事業所得（見込）証明書＜ひな型＞は本校事務室にございますのでまずはお電話にてお申し出ください。

<共通必要書類>

- ・保護者全員の課税証明書
- ・世帯の住民票

<適用期間>

特別事情が発生した日が属する月の翌月から遡って補助金区分を適用します。（状況に応じ最大令和2年4月まで遡る場合もあります。）

<書類提出期限>

令和2年9月30日（水）まで

※期限までに申請書類をそろえて事務室にご提出ください。認定となった際は、あらためてご連絡いたします。

栄徳高等学校 事務室  
TEL0561-62-5000